

# アイネス ホッと通信

No.11  
2005.3

発行  
大分県消費生活・  
男女共同参画プラザ



大分県消費生活・男女共同参画プラザ

愛称...アイネス (i-ness)  
新しい時代の消費生活、男女共同参画を  
自らが考える場を意味しています。  
「i」.....愛情・情報・私  
「ne」...新し(=new)次の世代(=next)  
「s」.....消費  
「s」.....参画



## INDEX

大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例	2~3
消費生活のひろば	4~5
男女共同参画のひろば	6~7
アイネスからのお知らせ	8

## アイネス相談ダイヤル

●消費生活相談	097-534-0999
●消費生活特別相談	097-534-4034
第1・3土曜日(13:00~16:00)/不動産・住宅関連	
第2・4土曜日(13:00~16:00)/一般消費生活相談	
第2・4日曜日(13:00~16:00)/多重債務・ヤミ金関連	
●食品表示110番	097-536-5000
●男女共同参画についての申出	097-534-8477
●女性総合相談	097-534-8874
●県民相談	097-534-9291

経済社会の変化に対応するため改正しました

# 大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例

平成 17 年 4 月 1 日施行（一部は平成 18 年 2 月 10 日施行）

## 条例改正の 背景と目的

経済社会のIT化・国際化・規制緩和などが進み、消費者のライフスタイルや関心が多様化する中で、商品やサービスの複雑化・高度化が進んでいます。そうした中、新しい手口の悪質商法が多発し、企業の不祥事が続発するなど消費者や事業者を取り巻く環境は大きく変化しています。

大分県では、このような経済社会の変化に対応した消費者施策を実施するため、昭和53年に制定した「大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」を改正しました。今後は、この条例に基づいて消費者施策を推進していきます。

## 改正のポイント.1 総則的事項

### 【基本理念】

**消費者の権利の尊重** ……> 消費者の権利を尊重した施策を推進します。

**消費者の自立支援** ……> 消費者が自主的・合理的に行動できるよう支援します。

#### <消費者の権利とは>

消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で

1. 消費者の安全が確保されること
2. 消費者の自主的・合理的な選択の機会が確保されること
3. 必要な情報が速やかに提供されること
4. 消費者教育の機会が提供されること
5. 消費者の意見が適切に反映されること
6. 消費者被害が適切かつ迅速に救済されること



### 【県の責務】

基本理念にのっとり、消費者施策を推進すること  
消費者の自立を支援するため、啓発活動・消費者教育の推進に努めること  
市町村と連携し、消費者苦情のあっせんなどに努めること  
消費者施策の推進に消費者の意見を反映させること  
消費生活が環境に及ぼす影響に配慮すること

### 【市町村との連携】

市町村と協力し、市町村が行う消費者施策へ必要な支援を行います。

### 【環境への配慮】

県、事業者、消費者は、それぞれの立場から環境に及ぼす影響について配慮することが求められています。

### 【消費者基本計画】

県は、消費者施策の計画的な推進を図るため、基本となる計画を策定します。

## 改正のポイント.2 事業者とともに進める施策

事業者には、消費者の権利を尊重した事業活動を行うことが求められています。

### 【事業者の責務】

消費者の安全、消費者との取引における公正を確保すること  
消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること  
取引に際し、消費者の知識、経験、財産の状況などに配慮すること  
苦情処理体制の整備に努め、苦情を適切に処理すること  
県や市町村が実施する消費者施策に協力すること  
商品やサービスの品質その他の内容の向上に努めること  
環境への負荷の低減に配慮するよう努めること



### 【表示・広告の適正化等】

事業者は、消費者が選択、使用、利用、廃棄を誤ることがないように品質や使用方法などを分かりやすく表示し、適正な広告や自主基準の設定などに努めなければなりません。

県は、必要に応じて表示や規格などの基準を定め、違反があれば指導、勧告します。

### 【不適正な取引行為の禁止】

県は、事業者の不適正な取引行為について、取引の過程により契約勧誘・締結、契約内容、債務履行、契約解除、与信行為の5段階に分けて規定しています。さらに、それぞれの段階毎の不適正な取引行為について規則で具体的に定めます。違反事業者に対しては指導、勧告を行います。

### 【情報提供】

県は、消費者の被害の発生や拡大を防止するため必要と認めるときは、消費者へ情報提供します。

## 改正のポイント.3 消費者とともに進める施策

これからの消費者は、「自立した消費者」として自主的・合理的に行動することが求められています。

### 【消費者の役割】

自ら進んで消費生活に関する必要な知識を修得し、必要な情報を収集するなど自主的・合理的に行動するよう努めることにより、消費生活の安定と向上に積極的な役割を果たすこと  
環境に及ぼす影響に配慮するよう努めること

### 【啓発活動・消費者教育の推進】

県は、消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)を核として、市町村や教育機関などと連携しながら啓発活動・消費者教育を行います。

### 【知事への申出制度】

県民は、消費者の権利が侵されている疑いがあるときは、知事に対して適切な措置をとるよう求めることができます。(知事への申出は、権利の侵害が申出者個人にとどまらず、広く県民に及ぶ可能性のあるものについて、書面により行います。)

### お問い合わせ先

大分県生活環境部県民生活・男女共同参画課

TEL : 097-536-1111 (内線 3044) FAX : 097-532-6930

ホームページ : <http://www.pref.oita.jp/13100/shokai/index.html>

# 消費生活 の ひろば

## 4月1日から個人情報保護法が 全面施行されます！

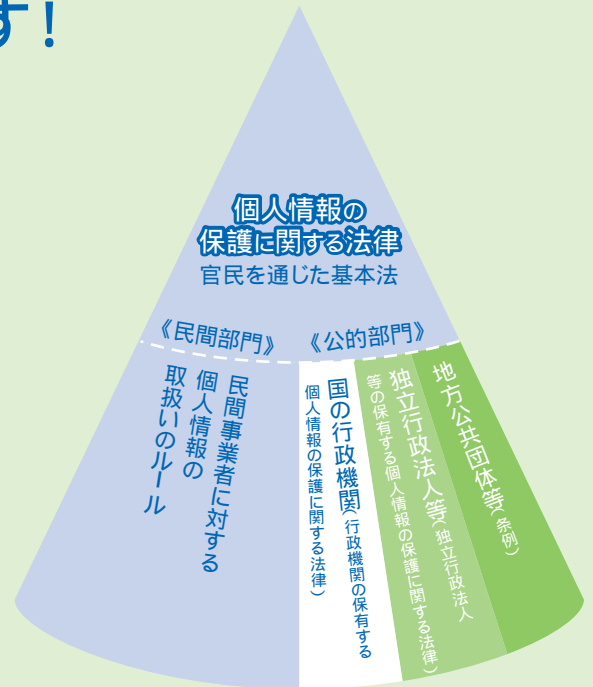
IT化の進展に伴い、コンピュータやネットワークを利用して大量の個人情報が処理されており、今後ますます増加していくと予想されます。

個人情報は、誤った取扱いをされると個人に取り返しのつかない被害を及ぼす恐れがあることから、「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」が4月1日から全面施行されることとなりました。

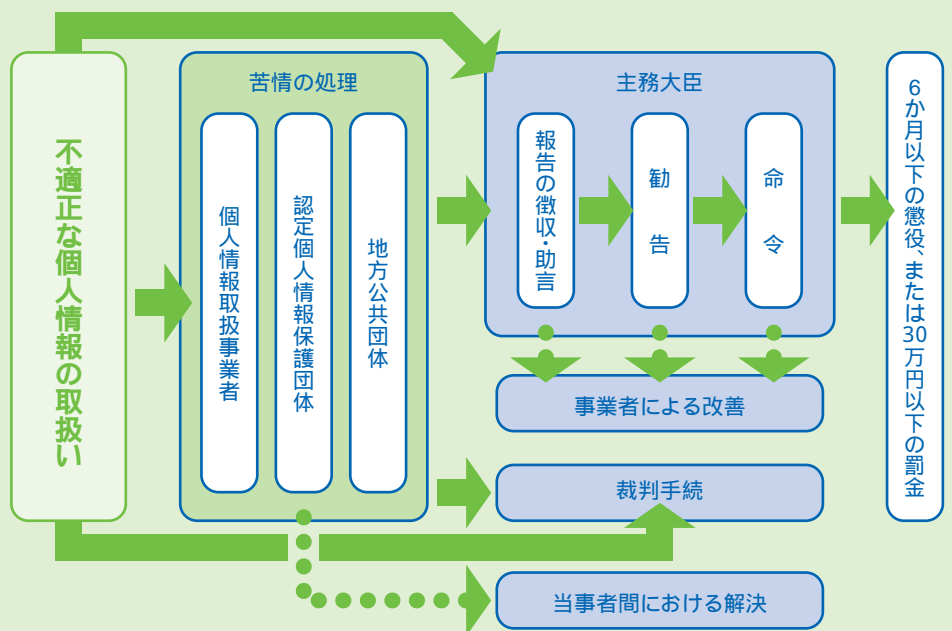
個人情報保護法は、個人の権利や利益を保護することを目的として、官民を通じた基本法の部分と、民間の事業者の個人情報の取扱いに関して必要最低限のルールの部分から構成されています。

個人情報取扱事業者は、個人情報の利用目的をできる限り特定する「利用・取得に関するルール」、顧客情報の漏えいなどを防止する「適正・安全な管理に関するルール」、個人データを第三者に提供することを原則禁止する「第三者提供に関するルール」、本人からの求めに応じて個人データの開示等を行う「開示等に応じるルール」などを守らなければなりません。

消費者は、個人情報の取扱いに不安を感じたような場合には個人情報取扱事業者に対して、個人データの「開示」や「訂正」、「利用停止」の措置を求めることができます。また、個人情報に関する苦情については、個人情報取扱事業者の苦情処理窓口をはじめ、認定を受けた個人情報保護団体(個人情報の適正な取扱いの確保のため主務大臣が認定し、苦情の処理や対象事業者に対する情報の提供などを行う団体)や地方公共団体のあつせん等により解決を図ることとなります。



### 苦情処理の仕組み



法律及び政令の条文等は内閣府国民生活局のホームページをご覧ください。  
<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/index.html>



# ペイオフ解禁の範囲が拡大されます

平成 17 年 4 月以降は、当座預金や利息のつかない普通預金は「決済用預金」として全額保護され、定期預金や利息のつく普通預金などは、1 金融機関につき預金者 1 人当たり、元本 1 千万円までとその利息等が保護されます。具体的にどの預金が「決済用預金」に該当するか等の詳細は、金融機関の窓口等にお問い合わせ下さい。

## 預金等保護の姿

預金等の分類		平成 17 年 4 月から
決済用預金	当座預金・利息のつかない普通預金等	全額保護(恒久措置) Q1 参照
一般預金等	利息のつく普通預金・定期預金・定期積金・元本補てんのある金銭信託(ビッグなど)等	合算して元本 1,000 万円までとその利息等を保護 Q2 参照
外貨預金、元本補てんのない金銭信託(ヒットなど)、金融債(保護預り専用商品以外のもの)等		保護対象外 Q3 参照

Q1 決済用預金はどのような預金ですか？

A1 決済用預金は「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 要件を満たすもので、例えば、当座預金や利息のつかない普通預金が該当します。



Q2 預金保護の対象となっている預金等にはどのようなものがありますか？

A2 対象となっている預金等は以下のとおりです。

- ・当座預金
  - ・普通預金
  - ・別段預金
  - ・定期預金
  - ・通知預金
  - ・納税準備預金
  - ・貯蓄預金
  - ・定期積金
  - ・掛金
  - ・元本補てん契約のある金銭信託(ビッグ等の貸付信託を含む)
  - ・金融債(ワイド等の保護預り専用商品に限る)
  - ・上記を用いた積立・財形貯蓄商品
- ( ) 詳しくは、各商品取扱いの金融機関にお問い合わせください。

決済用預金以外の保護対象預金等(一般預金等といいます。)は 1 金融機関 1 人当たり、合算して元本 1,000 万円までとその利息等(定期積金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配等を含みます。)が保護されます。

なお、1,000 万円を超える部分であっても破たんした金融機関の財産の状況に応じて支払われます(一部カットされる場合があります。)、Q5 及び Q7 参照

Q3 預金保護の対象となっていない預金等にはどのようなものがありますか？

A3 対象となっていない預金等は以下のとおりです。

- ・外貨預金
- ・他人、架空名義預金
- ・譲渡性預金
- ・オフショア預金
- ・日本銀行からの預金(国庫金を除く)
- ・金融機関からの預金(確定拠出年金の積立金の運用部分を除く)
- ・預金保険機構からの預金
- ・無記名預金
- ・導入預金
- ・元本補てん契約のない金銭信託(ヒット等)
- ・金融債(保護預り専用商品以外のもの)

なお、保護されない預金等であっても破たんした金融機関の財産の状況に応じて支払われます(一部カットされる場合があります。)、Q6 参照

Q4 保護される預金金額は、金融機関が合併したらどうなるのですか？

A4 平成 15 年 4 月以降に金融機関が合併等を行ったり、営業(事業)のすべてを譲り受けた場合には、合併等の後 1 年間に限って、保護される預金等金額の範囲を、「預金者 1 人当たり 1,000 万円×合併等に関わった金融機関の数(例えば、2 行合併の場合は、1,000 万円×2 = 2,000 万円)までとその利息」とする特例が設けられています。(仮に過去 1 年間に何度も合併等を行っている場合には、最

後の合併等に関わった金融機関の数でこの特例の計算をします。)

この措置は、「金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法」に基づき、当分の間の特例措置とされています。

Q5 「名寄せ」とはなんですか？

A5 一般預金等は 1 金融機関ごと預金者 1 人当たり元本 1,000 万円までとその利息等が保護されますが、破たん金融機関に同一の預金者が複数の預金等の口座を有している場合、それらを合算して、預金保険で保護される預金等の総額(付保預金額といいます。)を算定します。これを「名寄せ」といいます。

預金者の皆様へ

名寄せは預金保険機構で行いますが、破たん金融機関から正確な預金者データが迅速に提出されないと、付保預金額が確定できず預金等の保護を円滑に行う上で支障が生じることになります。名寄せのために、正確な預金者データを整備するには預金者の皆様の、氏名、生年月日、住所(法人の場合は名称、設立年月日、所在地)、電話番号等が必要です。このため、預金者の皆様は引越しや結婚等によりこれらの事項に変更が生じた場合、速やかに各金融機関での手続きをお願いいたします。

Q6 家族名義や個人事業用の預金はどのように保護されますか？

A6 家族であっても、夫婦や親子はそれぞれ別の人格を有する法的主体であるため、その名義に従い別個の預金者として保護の対象となります。ただし、家族の名義を借りたに過ぎない預金等は、他人名義預金として保険の対象外となるため、注意が必要です。また、個人で事業を営んでいる方の場合、個人事業用の預金は、同一人の預金等として合算されます。

Q7 預金保険制度の対象となる金融機関はどのようになっていますか？

A7 対象となる金融機関は次の通りです。

- ・銀行(日本国内に本店のあるもの)
- ・信用金庫
- ・信用組合
- ・労働金庫
- ・信金中央金庫
- ・全国信用協同組合連合会
- ・労働金庫連合会

上記金融機関の海外支店、政府系金融機関、外国銀行の在日支店は預金保険制度の対象外です。

\* 農協、漁協、水産加工協等の系統金融機関は、別途、農水産業協同組合貯金保険制度に加入しています。

(詳しくは、農水産業協同組合貯金保険機構

【TEL03(3285)1272、ホームページ <http://www.sic.or.jp>】までお問い合わせ下さい。)

お問い合わせは 九州財務局 大分財務事務所理財課  
TEL.097-532-7107

大分県では、男女共同参画をはじめ社会の様々な課題について学んでいただくとともに、県民のみなさん一人ひとりが社会  
平成 16 年度も多くの方のみなさんが参加され、講師の先生方や受講生のみなさんとの出会いの中で、さまざまな「学び」や「気  
ます。来年度も、楽しく学べる講座づくりを目指しますので、みなさんも、ぜひご参加ください!

## アイネス実施事業 (NPO等への委託開催)

### 平成 16 年度大分県男女共同参画講座開催事業

男女共同参画をめぐる様々な課題を実感を持って学び、考え、その成果を家庭や地域、職場などあらゆる場に活かす力  
を養う講座です。グループでの話し合いや作業を交え、楽しみながら学んでいただけます。

#### おとなの学び講座(入門編)

日時 平成 16 年 9 月 ~ 11 月

場所 アイネス

内容 8 回連続講座(昼夜の 2 コース)

83 名受講(定員 60)

[委託先: (社)大分県地域婦人団体連合会]

テーマ・講師	
1	「おとなの学びについて ~ 自分らしく生きるとは ~」 熊本大学生涯学習研究センター 助教授 上野真也さん
2	「ワークショップ ~ 私が考える男女共同参画 ~」 熊本大学生涯学習研究センター 助教授 上野真也さん
3	「国際社会における男女共同参画の問題について ~ アジア太平洋地域を中心に ~」 (財)アジア女性交流・研究フォーラム 理事長 三隅佳子さん
4	「おとこの心理・おんなの心理」 別府大学人間関係学科 教授 大嶋美登子さん
5	「自分育てのコミュニケーション術」 別府大学人間関係学科 教授 大嶋美登子さん
6	「司法におけるジェンダーバイアス」 リブラ法律事務所 弁護士 中村多美子さん
7	「男女共同参画をめぐる最近の動向について」 大分県消費生活・男女共同参画プラザ 佐藤卓男所長
8	「新しい地方自治の担い手としてのエンパワーメント」 オフィスピュア 代表 たもつゆかりさん

#### グループの紹介 ~ 「風おおいた」 ~

「おとなの学び講座」修了生から生まれた自主活動グループです。メンバーは 10 名。2 月には世界各国で行われる「グローバル・メディア・モニタリング・プロジェクト」(立命館大学 鈴木みどりゼミ監修)に参加しました。今後も、男女共同参画についての学びや活動を行っていく予定です。

会  
員  
募  
集  
中

#### おとなの学び講座(実践編) \* 入門編修了生対象

日時 平成 16 年 11 月 ~ 平成 17 年 1 月

場所 アイネス

内容 6 回連続講座(土曜日開催)

30 名受講(定員 30)

[委託先: (社)大分県地域婦人団体連合会]

テーマ・講師	
1	「メディアを読み解く ~ (メディア・リテラシー)」
2	立命館大学産業社会学部 助手 登丸あすかさん
3	「女性に対する暴力について ~ ~ 概論からワークショップまで ~」
4	久留米市男女平等推進センター相談員 石本宗子さん *協力: NPO 法人えばの会のみなさん
5	「地域に根ざしたグループ活動 ~ ゆるやかなネットワークづくりをめざして ~」
6	お茶の水女子大学 教授 三輪建二さん



#### \*\* 受講生の声 \*\*

自分の目で確認し判断することの大切さを知った。内容もさることながら、講師みなさんの熱意に刺激を受けました。地域での活動を通じて、一人でも多くの人に学んだことを還元したい。男性の参加者が少ないのが残念。色々な考え方に触れ、驚きと発見の連続でした。

## 県民生活・男女共同参画課実施事業

### 配偶者暴力防止法研修会

県では、DV(配偶者やパートナーからの暴力)について理解を深め、被害の早期発見に繋がるよう、平成 14 年度から県内各地で研修会を開催しています。今年度も、県内 7 か所で開催、延べ 560 名の方が参加されました。

#### 一般を対象とした公開講座

日時 平成 17 年 11 月 29 日

対象 学生、教員、一般

参加者 160 名

場所 大分県立看護科学大学

テーマ 「配偶者からの暴力の防止  
及び被害者の保護に関する法律」

講師 中村多美子さん(弁護士)

#### 支援関係者を対象とした研修

日時 平成 16 年 10 月 ~ 平成 17 年 3 月

実施機関 中津市、玖珠町、県看護協会、県立三重病院、大分市社会福祉センター

対象者 自治委員、医療及び介護従事者、民生・児童委員、人権擁護委員、女性団体

講師 大分県弁護士会(弁護士)  
県県民生活・男女共同参画課職員

# 男女共同 参画の ひろば

のあらゆる場で個性と能力を發揮できる力を養っていただく講座や研修会を各種開催しています。  
づき」を得られたようです。また、グループをつくり新たな活動をはじめたみなさんもいらっしゃい

## 平成 16 年度大分県エンパワーメント講座開催事業

男女共同参画社会を実現するには、女性自身も力をつけ、積極的に社会参画していく必要があります。女性のみなさんのチャレンジを支援するため、実践に役立つ2つの講座を開催しました。

### 働く女性のステップアップセミナー

日時 平成 17 年 1 月 ~ 2 月 内容 5 回連続講座 ( 日曜日開催 ) 77 名 ( 公開講座は 208 名 ) 受講 ( 定員 30 )  
場所 アイネス [ 委託先 : ( 社 ) 大分県地域婦人団体連合会 ]

カリキュラム	講師
1 公開講座「経営革新とキーパーソン」 一部：講演「異文化とのコミュニケーション」 二部：インタビュー	(株)小布施堂 / (株)樹一市村酒造場 代表取締役社長 市村次夫さん 聞き手：安部博文さん ( インキュベーション・マネージャー )
2 人事と労務の基礎知識	社会保険労務士 西村慶治さん
3 リーダーに求められる能力とは	大分県教育センター指導主事 ( 財 ) 生涯学習開発財団認定コーチ 佐藤敬子さん
4 一人ひとりの能力を引き出すコーチング	
5 マネジメント能力を高めるコーチング	



#### \*\* 受講生の声 \*\*

市村社長の「ウルサイ奴を評価する」、「メディアでなくコンテンツを吟味する」等々の話に目から鱗。一流の方の話に感銘を受けました。  
法律知識だけでなく、豊富な経験に基づいたお話に視野が広がりました。  
「コーチング」資質向上に役立つ内容でした。 部下や同僚との関わりに悩んでいましたが、今回の講座で明るい兆しが見えてきました。

### 女性起業家支援セミナー

日時 平成 17 年 1 月 ~ 2 月 内容 5 回連続講座 ( 土曜日開催 ) 54 名受講 ( 定員 30 名 )  
場所 アイネス [ 委託先 : NPO 法人アシスト・パル・オオイタ ]

カリキュラム	講師
1 ビジネスの基礎知識を学ぼう! 「起業のための7つの知恵」	テオス地域マーケティング研究所 代表 三浦文治さん
2 ビジネスプランを作ろう! 「生活革新計画 - わたしの幸せ論」	インキュベーション・マネージャー 安部博文さん
3 女性起業家キーノートスピーチ	(株)ニッセンエヴァーズ大分 代表 里本真智子さん
4 夢を語ろう! ビジネスプラン・プレゼンテーション	インキュベーション・マネージャー 永嶋昌子さん プロデューサー・ツウェンティワン 吉野はづきさん 他
5 セミナー1期生 起業体験スピーチ	池田マックマレン裕佳子さん、廣瀬慶子さん



#### \*\* 受講生の声 \*\*

やりたい事と出来る事の違いや目標設定の大切さを再確認できました。また、プレゼンテーションの演習等初めての経験で刺激的でした。  
起業の手続きや法律等についても学びたかった。  
里本さんの話は本質をズバリとついたので反省させられました。具体的な話から事業の厳しさを実感することができました。

## 男性の生き方講座

日時 平成 17 年 2 月  
場所 大分市コンパルホール  
内容 2 回連続講座 ( 土曜日開催 ) 33 名受講 ( 定員 30 )

カリキュラム・講師
1 「男と女のコミュニケーション術」 マネジメント・コンサルタント 平井ゆき子さん
2 「料理講座 “ 男の腕まくり ”」 知子料理教室主宰 高橋 知子さん
3 「豊かな人生を築くコツ」 メンズセンター運営委員長 中村 彰さん
4 「料理講座 煮る 焼く 揚げて ヘルシーに」 田北料理学院学院長 衛藤 孝代さん

男性の自立と多様な生き方について考えるための講座を開催。受講生みんなで料理もつくりました。





# アイネス からの お知らせ

## 平成17年度アイネス・サポーターの募集

アイネスでは、県民の皆さんに親しまれる参加型の施設運営を目指して、パソコンを使った各種業務やアイネス主催のイベント運営などをお手伝いいただく「**アイネス・サポーター**」を募集しています。

- 活動内容**
- (1) O.A研修室開放日の運営及び初歩的なパソコン指導など
  - (2) アイネス HP 内「アイネスサポーター」コーナーの企画制作及び「チャレンジサイト」制作に係る入力作業など
  - (3) 情報誌「アイネスホット通信」の原稿及びその他啓発資料の作成など
  - (4) アイネス主催イベント等における司会、受付、会場設営など
  - (5) その他

**対 象** 県内在住の18歳以上で、消費生活や男女共同参画に興味があり、自宅でパソコンを使える環境にある方。

**募集締切** 平成17年4月11日(月)

**申込方法** アイネス(連絡先は下記参照)に直接お問い合わせください。



## アイネスルーム 団体専用ロッカー及びメールボックス利用のご案内

アイネスルーム(アイネス2階の一般開放スペース)にある団体専用ロッカー及びメールボックスの年間利用者を募集します。

### 団体専用ロッカー

- 利用目的** 団体活動に必要な物品等を保管するための利用  
**利用対象** アイネスを利用する団体  
**利用期間** 平成17年4月1日～平成18年3月31日  
**使用料** 1ロッカーにつき2,400円/年(1団体につき2個まで利用できます。)



### メールボックス

- 利用目的** 各団体間の連絡、チラシ等の配布のための利用  
**利用対象** 営利目的以外の団体  
**利用期間** 平成17年4月1日～平成18年3月31日  
**使用料** 無料(1団体につき1ボックス利用できます。)



### 注意

メールボックスからの発送、メールボックスでの郵便物の受取りはできません。  
また、営利目的の宣伝、物品の販売、募金等に関するもの及び個人的な目的の連絡・配布のための利用はできません。

**申込方法** アイネス(連絡先は下記参照)に直接お問い合わせください。

## 案内標識を設置しました。(表紙参照)

「アイネスの位置がよくわからない。」「相談に行きたいんだけど場所はどの辺?」などの声にお応えするため、この度アイネス近隣の主要道路に案内標識を設置しました。

また、NS大分ビル駐車場の進入口にも大きく「アイネス」の表示を掲げました。

## 大分県消費生活・男女共同参画プラザ アイネス

〒870-0037 大分市東春日町1-1(NS大分ビル内) TEL:097-534-4034(代表) FAX:097-534-0684  
ホームページ <http://www.pref.oita.jp/13040/index.html> Eメール [a13040@pref.oita.lg.jp](mailto:a13040@pref.oita.lg.jp)

